

ドイツ労働総同盟  
連邦本部

ヨハネス・ヤコブ  
労働市場政策・国際社会政策部  
ベルリン 2006年3月1日

## 労働組合から見た労働市場改革の評価

### はじめに

ここでは労働組合から見た労働市場改革の評価を記す。連邦政府から付託された学術的評価の一次報告も含まれている。

ドイツ労働総同盟（DGB）はハルツ改革を完全に否定するものではないが、その危険性と難点を指摘することを自らの任務と心得ている。従ってここでは労働組合から見てとくに批判すべき点に的を絞って論ずる。

### 要旨

#### 1. ハルツ第I法～第III法の目的

ハルツ法により労働市場の法律は根本から変革されるべきだ。この措置により失業問題はかなり解消されるとの期待が持たれた。しかし、労働市場政策の施策と失業者への職業紹介の改善だけでは失業は克服されまい。必要なのはむしろ失業の原因についての精密な分析と、**景気刺激策、職業教育／訓練、構造政策、国の財政政策**の施策を含む包括的な構想だろう。

この改革の理念は求職者をより迅速で効率的に（労働に）統合することだった。当時の危機的状況を『硬直的な行政構造や制度上の誤りを抜本的に変えるチャンス』ととらえたのだ<sup>1</sup>。

雇用エージェンシーに現代的経営システムを導入し、紹介事業における競合と第三者との協力も強化されるべきだ。そのほかの基本原則は、要求の強化と労働市場における規制緩和の続行だ。

これら雇用支援の改革は、雇用ポストが少なくとも潜在的には常に存在し、労働力に関しては資格、移動性、やる気の面で一部に十分とはいえない現状があるという基本認識から出発している。

新しい制度は非常に短期間に労働市場に導入された。しかし経済のマクロ的な観点からみた効果はそれほどでもなく、雇用創出と景気回復にこれらの改革は貢献できなかった。

---

<sup>1</sup> 『労働市場における顧客／競争指向のサービス』のための連邦政府の2段階計画

## 2. 全体評価

調査した制度については 方法論の関係で それが長期的に労働市場にどう作用するかという点を対象とはしていない。求職者の統合に関しても長期的効果を調査することはできなかった。同様にこれまで満足のものではなかったのがマクロ経済的分析だ。事業所を対象とする個々の施策での濫用・圧力の影響についてはほとんど問題視されていない。

この改革で労働市場は柔軟化・規制緩和が進められた。しかし、失業者を『活性化』する一方で彼らへの圧力を強めるという規制緩和戦略が、雇用創出の成功により報われるのかどうかは、評価の結果を待たなければならない。

職業紹介の近代化など 議論の余地のない幾つかの点のうちでも これがハルツ提言の核心である。つまり、雇用を増やすことができなければ、規制緩和の要求の根拠はなくなってしまう。それにより改革の核心部分も疑問視されることとなる。

また、各制度が男女で異なる効果をもつということも確認された。たとえば私会社 Ich-AG の起業者やミニジョブには女性が圧倒的に多いが、男性は移行援助金や雇用統合措置の実施主体による委託事業の受益者として目立っている。

特に労働市場における柔軟化の成功例とされているミニジョブの状況は目を引いている。650万人のミニジョブ労働者の3分の2は女性だ。この仕事は一般に労働市場の本来的に未来領域であるサービス分野で生まれている。しかし、ミニジョブの急増は社会保障義務のあるフルタイム雇用への橋渡しにはなっていないのが実情だ。ミニジョブが生活を保障するには十分な所得をもたらさないことから、むしろ女性の経済的な従属性を強める結果をもたらす新しい労働市場のセグメントが生まれていると言っていいだろう。これにより労働市場の性別による分断化はさらに進むだろう。

調査には社会保障義務のある雇用への圧力効果への指摘がなされている。ミニジョブや派遣労働が既存の雇用と入れ替わるだけならば、経済全体への影響はむしろネガティブなものになるだろう。この点についてはさらに調査が必要だ。ミニジョブは低賃金セクターの再編にも影響してくる。とくに僅少資格者にとっては補助を受けている競争相手が現れるため、このグループの労働市場への統合は一層困難になる。

目立つのは、改革のいくつかの場面で選抜者が優遇され、労働市場で特別に支援の必要な対象グループが後回しにされる危険性が見られる点だ。労働市場に元々ある選抜に対して影響を及ぼす代わりに、改革は労働市場での選抜を強化する方向に行っているように思われる。僅少資格者の競争能力を改善するという前向きな意識は見られない。その

代わりに、選抜の強化、増大する競争圧力、支援の後退が、彼らのチャンスを奪っている。速い者はもっと速くなるよう支援を受け、遅い者は置き去りにされる。

改革の第一段階では僅少資格者への負担が増した。これに関しては調査で多くの指摘がなされている。たとえば、職業訓練助成に関する変更や連邦雇用エージェンシーの行動指針（行動計画）、紹介事業への民間の参入の増加などだ。報告では圧力効果について多く触れてはいるが、それ以上に踏み込んで問題にしてはいない。

中高年層に関しては、いくつかの新しい制度ができたにもかかわらず労働市場のチャンスを伸ばすことはできなかった。企業は採用に際してよい資格さえあれば、より若い人を選ぶのが常だ。新しい支援制度が使用者のこのような行動に影響を及ぼすことはなく、中高年の採用に向け大きく潮目が変わることはなかった。中高年層の社会保障レベルは明らかに低下する一方で、労働市場への統合の施策も効果が見られない。このことが中高年の社会的状況を大幅に悪化させているのである。

改革により労働市場は柔軟化と規制緩和が進んだ。これが賃金水準に圧力をかけ、賃金の二極化を加速させている。この悪化が雇用の創出での成功により償われるという証拠がこの調査で示されて然るべきだ。

同時に 連邦雇用エージェンシーの予算に表れているように 失業対策の費用は削られている。他方、これが失業者の貧困化に拍車をかけている。失業は貧困から抜け出せない大きなリスクとなっている。貧困者の増加はハルツ第 IV 法の結果についての調査も行われて初めて証明されるだろう。これは今回の調査ではまだなされていない。